甲府市優良産廃処理業認定に係る事務処理要領

（趣旨）

第１　この要領は、優良な産業廃棄物処理業者を評価し、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的として創設された優良産業廃棄物処理業者認定制度を円滑に実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和４６年厚生省令第３５号）第９条の３、第１０条の４の２、第１０条の１２の２又は第１０条の１６の２に定める基準（以下「優良基準」という。）の認定に関する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（申請書類）

第２　産業廃棄物処理業者は、優良基準に適合することの認定（以下「優良認定」という。）の申請を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可の更新申請の際に、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1)　遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面（第１号様式）

(2)　事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

ア　公益財団法人産業廃棄物処理振興財団が発行する証明書

イ　アを提出しない場合は、公表すべき項目の更新の履歴が記載された変更履歴総括表（第２号様式）又はその他の書類

(3)　環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

(4)　電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

(5)　税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

　（審査）

第３　市長は、第２の書類の提出を受けたときは、その内容について優良認定の可否を審査するものとする。

　（審査結果の通知）

第４　市長は、審査の結果、優良基準に適合すると認めるときは産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを認められた者である旨を記載した許可証を交付し、優良基準に適合しないと認められるときはその旨を申請者に通知するものとする。

（公表等）

第５　市長は、第４の規定により優良認定を受けた産業廃棄物処理業者については、その事業者の名称又は氏名、確認年月日、許可番号及び公開情報を、市ホームページにおいて公表するものとする。

　（添付書類の省略）

第６　市長は、優良認定を受けている産業廃棄物処理業者が産業廃棄物処理業の更新許可又は変更許可を申請する場合は、当該申請に係る書類のうち、次の書類を省略させることができる。

　(1)　事業計画の概要を記載した書類

　(2)　直前３年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

　(3)　定款又は寄附行為

　(4)　処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業の申請の場合）

（雑則）

第７　この要領に定めのない事項については、環境部長が別途定めるものとする。

　　　附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

第１号様式

|  |
| --- |
| **誓 約 書**  甲府市長　　　　　　　　　様  　年 　月 　日から　　 　年 　月 　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。  年　　月　　日  住　所  氏　名  （法人にあっては名称及び代表者の氏名）  【特定不利益処分】   1. 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第14条の３（法第14条の６において準用する場合を含む。）） 2. 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第15条の２の７） 3. 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項若しくは第２項及び第15条の３） 4. 再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。）） 5. 広域認定の取消し（法第９条の９第10項（法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。）） 6. 無害化認定の取消し（法第９条の10第７項（法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。）） 7. 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の７第10項） 8. 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の３） 9. 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の４第１項、第19条の４の２第１項、第19条の５第１項及び第19条の６第１項） |

第２号様式（その１）（収集運搬業者用）

変更履歴総括表

申請者

　全ての公表事項を公表した年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　情報公表URL

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公表事項 | 更新すべき頻度 | 更新年月日 | 更新した事項 |
| 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項  (1)名称  (2)事務所又は事業場の所在地  (3)設立年月日  (4)資本金又は出資金  (5)代表者、役員及び令第６条の１０に規定する使用人の氏名及び就任年月日  (6)事業の内容 | 変更の都度  （(5)に掲げる事項については１年に１回以上） |  |  |
| 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容 | 変更の都度 |  |  |
| 事業計画の概要 | 変更の都度 |  |  |
| 申請者が受けている許可証の写し | 変更の都度 |  |  |
| 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項  (1)運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況  (2)積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限 | (1)１年に１回以上  (2)変更の都度 |  |  |
| 情報をインターネットを利用する方法により公表する日の属する月の前々月までの３年間の各月において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物に関する次に掲げる事項  (1)（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量  (2)（特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量 | １年に１回以上 |  |  |
| 申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 | １年に１回以上 |  |  |
| 事業者がその（特別管理）産業廃棄物の収集運搬を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法 | 変更の都度 |  |  |
| 業務を所掌する組織及び人員配置 | 変更の都度  (人員配置については１年に１回以上) |  |  |
| 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度 | 変更の都度 |  |  |

※　事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類に添付して提出すること。第２号様式（その２）（処分業者用）

変更履歴総括表

申請者

　全ての公表事項を公表した年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　情報公表URL

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 公表事項 | 更新すべき頻度 | 更新年月日 | 更新した事項 |
| 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項  (1)名称  (2)事務所又は事業場の所在地  (3)設立年月日  (4)資本金又は出資金  (5)代表者、役員及び令第６条１０に規定する使用人の氏名及び就任年月日  (6)事業の内容 | 変更の都度  （(5)に掲げる事項については１年に１回以上） |  |  |
| 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容 | 変更の都度 |  |  |
| 事業計画の概要 | 変更の都度 |  |  |
| 申請者が受けている許可証の写し | 変更の都度 |  |  |
| 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項  (1)設置場所  (2)設置年月日  (3)当該施設の種類  (4)当該施設において処理する産業廃棄物の種類  (5)処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては埋立地の面積及び埋立容量）  (6)処理方式  (7)構造及び設備の概要  (8)当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る許可証の写し | 変更の都度 |  |  |
| 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図 | 変更の都度 |  |  |
| 情報をインターネットを利用する方法により公表する日の属する月の前々月までの１年間において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物の最終処分が終了するまでの、次の事項を含む一連の処理の行程  (1)当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量  (2)当該（特別管理）産業廃棄物の処分方法ごとの処分量  (3)情報公表日の属する月の前々月の末日における当該（特別管理）産業廃棄物の保管量  (4)当該（特別管理）産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法  (5)当該（特別管理）産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法 | １年に１回以上 |  |  |
| 情報をインターネットを利用する方法により公表する日の属する月の前々月までの３年間（以下「直前３年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた（特別管理）産業廃棄物に関する次に掲げる事項  (1)当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの受入量  (2)当該（特別管理）産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量  (3)当該（特別管理）産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量 | １年に１回以上 |  |  |
| 直前３年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報 | １年に１回以上 |  |  |
| 直前３年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量 | １年に１回以上 |  |  |
| 申請者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 | １年に１回以上 |  |  |
| 事業者がその（特別管理）産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法 | 変更の都度 |  |  |
| 業務を所掌する組織及び人員配置 | 変更の都度  (人員配置については１年に１回以上) |  |  |
| （特別管理）産業廃棄物の処分を申請者に委託しよ  うとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処  分後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否 | 変更の都度 |  |  |
| 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度 | 変更の都度 |  |  |

※　事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類に添付して提出すること。